

## 令和6年度青森県水防協議会 議事録

日 時 令和6年4月25日(木) 13時30分～14時30分

会 場 ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルドの間

### 出席者(委員)

青森県議会建設危機管理委員会 委員長	夏堀 浩一
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所長	大石 珠希
(代理出席 河川管理課長	今 淳)
青森地方気象台長	齊藤 重隆
青森県県土整備部長	古市 秀徳
青森県農林水産部長	成田 澄人
(代理出席 青森県農林水産部次長	及川 正顕)
青森県危機管理局長	豊島 信幸
(代理出席 青森県危機管理局次長	佐藤 広之)
青森県警察本部長	小野寺 健一
(代理出席 警備第二課災害対策室長	船水 信宏)
陸上自衛隊第9師団長	藤岡 史生
(代理出席 第9師団第3部長	浮邊 知幸)
東日本電信電話株式会社 青森支店長	磯崎 崇
(代理出席 青森災害対策室長	米塚 謙治)
東北電力株式会社 執行役員青森支店長	下屋敷 聡
(代理出席 総務広報統括部長	中川 晋也)
青森県幼少年女性防火委員会 女性防火部会長	鈴木 美香

(事務局)

農村整備課、漁港漁場整備課、監理課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、防災危機管理課

内 容

## 1. 開会

### 【司会】

ただ今から、令和6年度青森県水防協議会を開催いたします。

皆様、本日は御多用中のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を担当いたします三上でございます。よろしくお願いいたします。

始めに会長代理で県土整備部長代読での御挨拶がございます。

## 2. 会長あいさつ

### 【県土整備部長代読】

委員の皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年、全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しており、本県においても、県内初となる線状降水帯が確認された令和4年8月の豪雨に引き続き、昨年7月の豪雨では、津軽地方を中心に大きな被害が発生したことは記憶に新しいところです。

さらに今後も、気候変動の影響によって、ますます水災害が激甚化・頻発化することが予測されており、県民の命を守るため、より実効性のある備えが重要となっております。

県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」の中で、「安全・安心な県土づくりを推進する社会基盤の整備」を政策の一つとして位置付け、流域内のあらゆる関係者と連携し、「流域治水」によるハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進しております。

ハード対策としては、令和3年度から実施している「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策を集中的に講じているところです。

また、ソフト対策としては、昨年5月の水防法改正により、県が洪水予報を行う一級河川において、国が提供する予測水位情報により、これまでより早期の洪水予報が可能となり、平川上流及び馬淵川中流にて運用を開始しております。

本日お諮りする令和6年度青森県水防計画書（案）は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものです。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和6年4月25日 青森県水防協議会会長 青森県知事 宮下 宗一郎

代読は県土整備部長の古市でございます。本日はよろしく願いいたします。

### 3. 各委員の御紹介

<省略>

### 4. 令和6年度青森県水防計画（案）審議

#### 【司会】

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして古市県土整備部長に、議長をお願いいたします。

#### 【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

令和6年度青森県水防計画（案）について、説明をお願いします。

最初に、河川砂防課からお願いします。

## 【事務局】

河川砂防課長の今井と申します。

私から、事前に委員皆様にお渡ししている 令和6年度水防計画書（案）について、はじめてこの水防協議会に出席している方もいらっしゃると思いますので、計画書（案）に沿って、全体の構成・概要と、河川砂防課所管分の修正事項などについて、御説明いたします。

表紙をめくって、水防計画書の目次を御覧ください。

水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっております。

まず、第1章の総則です。3ページをお開きください。最初に「第1節 水防計画の目的」、3ページから5ページにかけて第2節として、水防計画内で使用する用語の定義を記載しております。続いて、6ページから8ページにかけて、第3節として、「水防に関する各主体の、水防法等に規定されている責任及び義務」と第4節「津波における留意事項」と続きまして、最後に第5節「安全配慮」で「水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項」を記載しております。なお、この第1章における昨年からの変更点はございません。

続きまして第2章に移らせていただきます。9ページからの第2章を御覧ください。第2章は、「水防組織と水防体制」です。こちらは、「国における水防組織」を記載しております。続きまして、13ページからの第2節は、「県における水防組織と水防体制」です。図に示すように、県では、県内の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図るために、知事を本部長とする水防本部を設置しております。続いて、15ページには、水防本部のもと、各地域県民局に地域整備部長を支部長とした水防支部の体制を記載しております。

続いて、16ページは、県の水防体制、水防指令について記載しております。県では、大雨などにより河川の水位が上昇し、基準水位に達したとき、又は水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事、又は水防支部長である各地域県民局地域整備部長の発する水防指令により、中段に示した表のとおり、水防配備体制をとることとしております。

17ページには、水防指令の伝達系統図を記載しております。この伝達系統図の右上に記載されている「水防管理団体」である市町村には、各地域県民局地域整備部等から伝達されることとなります。変更点としましては、防災危機管理課以外の関係機関連絡先の防災情報ネットワークの電話番号を削除しております。

続きまして18ページからは、第3節として「水防管理団体における水防組織と水防体制」について記載しております。

20ページから21ページにかけて、指定水防管理団体の水防要員について記載しております。この指定水防管理団体は、水防法第4条に基づき、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして県が指定した団体であり、令和6年1月現在では、21ページの表下段に記載のとおり、32団体、水防要員は15,376名となっております。こちらは、昨年から約300名の減となっております。

22ページをお開きください。こちらは、非指定水防管理団体の水防要員について記載しております。非指定水防管理団体は、表下段の記載のとおり、8団体、水防要員は1,257人となっております。こちらは、昨年から10名減となっております。

ちなみに、この指定水防管理団体と非指定水防管理団体の違いとしましては、指定水防管理団体は、水防計画の作成や水防訓練の実施の義務を負うのに対し、非指定水防管理団体は、努めて水防計画の作成や水防訓練の実施を行う団体となっております。

続きまして23ページの下段ですが、こちらの第4節では、法定協議会である「大規模氾濫減災協議会」について記載しております。国では、岩木川、馬淵川、高瀬川の3つの協議会、県では、青森圏域、三八・上北圏域、西北圏域、むつ圏域の4つの協議会がありまして、ホームページアドレスをそれぞれ記載しております。

続きまして、24ページから26ページにかけては、第5節として、平常時や出水時などの具体的な「水防活動」について記載しております。また、29ページから30ページにかけては、第6節河川管理者の「協力および援助」ということで、水情報の提供やホットライン等について、31ページ第7節には、「費用負担と公用負担」についてそれぞれ記載してございます。こちらについても、特に昨年度からの変更点はございません。

続きまして、33ページの第3章は、「気象情報および水防情報等の連絡」について記載してございます。35ページをお開きください。第1節として「気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報」の種類及びその発表基準について記載しています。

次の 36 ページから 44 ページにつきましては、青森地方気象台が発表する大雨、洪水、高潮の注意報や警報について、市町村別の発表基準となっており、一部数値と基準を昨年度から更新しております。

また、45 ページから 47 ページにつきましては、津波に関する警報・注意報等の種類及び発表基準を記載しております。発表される津波の高さの区分について、「予想される津波の最大波の高さ」に更新しているほか、一部注釈を昨年度より追加しています。

続きまして、48 ページをお開きください。こちらは、「気象警報等の伝達」について記載しております。気象警報等は、青森地方気象台から関係機関に防災情報提供システム等により情報提供されるとともに、県の防災危機管理課から県の各機関及び水防管理団体等へ通知する仕組みとなっており、今回系統図について更新しております。

続いて、49 ページを御覧ください。第 2 節「水防警報」です。水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものです。

「国土交通省が行う水防警報」の種類・内容・発表基準について、中程の表に記載してごさいます。

続きまして、50 ページをお開きください。国では、上段の表に示す岩木川など計 7 河川に水防計画を行う河川として指定しており、その区間や発表基準水位等を記載しております。51 ページから 53 ページについては、伝統系統図となっております。変更点としましては、高瀬川河川事務所の連絡先を更新してごさいます。

続きまして、54 ページからは、「県が行う水防警報」について記載しております。水防警報の種類・内容・発表基準については、国と同様となっております。県が水防警報を行う河川は、次の 55 ページから 58 ページの表に記載しているとおりでございまして、岩木川水系浪岡川をはじめ、全部で 38 河川となっております。

続く 59 ページから 60 ページにつきましては、この 38 河川の水防警報の発表基準水位を記載しております。

続きまして、61 ページから 62 ページにかけましては、水防警報の連絡系統図、発表文の例を記載しております。こちらにつきましても防災危機管理課以外の関係機関連絡先の防災情報ネットワークの電話番号を削除しております。

63 ページ第 3 節「指定河川洪水予報」を御覧下さい。この洪水予報とは、洪水により相当の損害が生じる恐れがあるものとして、国又は県が指定した河川について、洪水の恐れがあると認められる時に、气象台と共同して、水位などの情報を水防管理者等に通知するものです。変更点としましては、氾濫注意情報のうち、警戒情報解除の発表基準の一部分を削除しております。

続きまして 64 ページをお開きください。国土交通省の所管では、岩木川をはじめとする 4 河川で洪水予報を行っております。下段の表には、それぞれの河川の洪水予報を発表する基準水位を記載しております。65 ページから 67 ページにかけては、それぞれの洪水予報河川での洪水予報伝達系統図、68 ページから 81 ページにかけては、洪水予報発表形式を記載しております。変更点としては、高瀬川河川事務所の連絡先の修正を行っております。

続きまして 82 ページをお開きください。ここからは県の洪水予報について記載しております。82 ページ、83 ページは、県が洪水予報を行う堤川など計 5 河川について、洪水予報の実施区域および発表基準水位等について記載しており、84 ページから 87 ページにかけまして、それぞれの河川における洪水予報伝達系統図、88 ページから 95 ページにかけましては、洪水予報発表形式となっております。今年度の変更点としましては県管理区間において国の予測水位情報の提供を受けることが可能となりましたので、91 ページの平川上流洪水予報のうち「石川」、「小平橋」で、92 ページの馬淵川中流洪水予報のうち「剣吉」「櫛引橋」について、従来の 3 時間ほどの予測が、国の予測水位を用いた 6 時間の洪水予報に変更となっております。

続きまして 96 ページをお開きください。こちらは、第 4 節「水位周知河川と水位到達情報の周知」を記載しております。水位周知河川とは、先ほど説明しました洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずる河川として、国または県が指定した河川を言います。避難の目安となる水位を設定し、水位が達したときは、水防管理者への通知、報道機関等による一般住民への周知をすることとなっております。

続きまして、99 ページから 101 ページにかけては、県が指定している水位周知河川として、浪岡川を初めとする 34 河川について、水位情報の通知等を行う区間及び発表基準水位を記載しています。

102 ページは、県水位周知河川の水位到達情報伝達系統図、103 ページから 104 ページは、県から関係機関への水位到達情報伝達文を記載しています。変更点として、防災危機管理課、青森地方気象台様以外の関係機関連絡先の防災情報ネットワークの電話番号を削除、デーリー東北様の電話番号を変更しています。

続いて、105 ページ第 5 節「津波に関する水防警報」となります。105 ページから 107 ページにかけて、津波警報等の概要、津波情報などの説明を記載しています。

108 ページからは、第 6 節として「ダム放流に伴う通報」となります。108 ページ・109 ページは国土交通省が管理する津軽ダムと浅瀬石川ダムの通報系統図を、次の折り畳みとなっている 111 ページ・112 ページは県土整備部が所管する 9 ダム、113 ページ・114 ページは県農林水産部が所管する防災 9 ダム、115 ページ・116 ページは同じく県農林水産部が所管する利水 6 ダムの放流に伴う情報伝達について記載しています。変更点として、108 ページの岩木川ダム統合管理事務所様、109 ページの浅瀬石川ダム管理支所様以降の通報系統図を更新し、115・116 ページの小田川ダム警報局について、通報時間が放流の 10 分前に変更となります。

続いて 117 ページをお開きください。117 ページから 118 ページは、十川筋排水調整について記載しております。変更点として、排水機場名を修正しております。

続いて 119 ページをお開きください。119 ページから 133 ページにかけては、水防用務連絡表を記載しております。変更点として、一部関係機関の防災情報ネットワークの電話番号の削除の他、非常時通信連絡名や電話番号、住所の更新を行っております。

続いて 135 ページの第 4 章「水防施設」に移ります。国、県及び水防管理団体が管理する水防施設について記載しています。

137 ページから 148 ページにかけて、水防倉庫の資器材備蓄基準及び、県、水防管理団体、国の水防倉庫の所在地と、令和 6 年 1 月現在の資器材備蓄状況を記載しています。

149 ページから 150 ページにかけては、水防区域内の商店・資材業者等が保有している令和 6 年 1 月現在の、水防資器材備蓄状況を記載しております。

151 ページから 153 ページにかけては、水防用土取場調書となっております。水防等で使用する土取場の所在地および調達可能数量を、それぞれ令和 6 年 1 月現在のものを記載しております。



155 ページ第 5 章「雨量、水位及び潮位」に移ります。157 ページから 179 ページにかけて、第 1 節では、国土交通省、青森地方気象台、県及び東北電力が所管する「雨量観測所」などについて記載しています。それぞれ令和 6 年 1 月現在に更新及び修正しております。

続く 180 ページから 197 ページは、第 2 節「水位の通報と観測所」として、国土交通省、県が所管する水位観測所について記載しています。こちらも、令和 6 年 1 月現在に更新しております。なお、これらの観測所の位置図は、第 9 章の資料編に掲載しております。

その他、198 ページ・199 ページにかけては、国の潮位観測所について、200 ページから 202 ページには、県、国が設置している危機管理型水位計について記載しています。こちらも、令和 6 年 1 月現在で更新しております。通常の水位計が水位を常時観測しているのに対して、この危機管理型水位計というのは、水位がある基準に達したときに水位情報の観測を始める水位計になります。通常の水位計と比較して、コスト的に安く設置できるということで、県内で数多く設置している水位計となっております。

203 ページ第 5 節「雨量、水位等の公表」をお開きください。現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等を閲覧するためのウェブサイトのアドレス等を記載しています。青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する「青森県河川砂防情報提供システム」を、平成 23 年 3 月から運用しています。また、「洪水お知らせメール」というサービスも行っております。

続きまして 205 ページからの第 6 章「重要水防箇所」に移ります。207 ページをお開きください。県では、表に掲げるとおり、水防活動時に注意すべき箇所（重要水防箇所）について「水防上最も重要な区間」を A、「水防上重要な区間」を B として区分し、208 ページから 220 ページまでに示すように、県民局毎に重要水防箇所を設定しています。第 9 章の資料編に位置図を掲載しております。また、国管理河川においても、221 ページ及び 222 ページに示すように、重要水防箇所を設定しています。こちらは令和 5 年 7 月現在で更新しております。

223 ページは、地域県民局別ため池内訳について記載しており、令和 5 年 3 月末現在で更新しています。

続いて 225 ページの第 7 章「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」に移ります。まず 227 ページと 228 ページに、国及び県の洪水浸水想定区域

と高潮浸水想定区域の指定状況について、公表年月日、公表しているウェブサイトのアドレス等について記載しています。

230 ページは、第 2 節「津波対応」について記載しています。

続いて 233 ページから第 8 章「法令規則等」には、水防法、気象業務法などの法令規則や、水防工法の種類、水防活動実施報告書等について記載しています。詳細については省略させていただきますが、265 ページの気象業務法、267 ページの気象業務法施行令について、改正に伴い更新しています。

最後、327 ページからの第 9 章は、先程も説明しましたが、資料編ということで、雨量計・水位計の位置図や、重要水防箇所的位置図が掲載されています。

以上が、河川砂防課からの水防計画書の概要と主な修正点です。

#### 【議長】

ありがとうございます。次に農村整備課からお願いいたします。

#### 【事務局】

農林水産部の安田と申します。よろしく申し上げます。農村整備課に関する部分について説明させていただきます。

まず、17 ページを御覧ください。水防指令伝達系統図につきましては、農村整備防災班が河川砂防防災班から通知を受けて、各地域農林水産部へ通知するほか、情報の収集などを行うこととしています。

また、当課には業務ごとに 4 つの担当を設けて、それぞれの業務に当たることとしています。地域農林水産部においても地域農林水産部長を本部長とする水防体制を組織しまして、洪水などの発生時につきましては、当課と連絡を取りながら、情報共有することとしています。

続きまして、113 ページ～116 ページには、農林水産部所管のダムの放流に伴う通報について記載しております。当課では、防災ダム 9 箇所、利水ダム 6 箇所の計 15 箇所のダムを所管しておりまして、各地域農林水産部において管理しております。ダムからの放流によって、下流の状況に著しい変化が生じることが判断される場合は、放流前に警報やスピーカーなどを用

いて周辺の住民の方々に注意・警戒を促していくとともに、関係市町村、警察、消防署及び河川管理者に速やかに周知する体制をとっております。

続きまして、223 ページ農業用ため池の防災・減災対策について御説明いたします。県内の農業用ため池につきましては、令和5年3月末時点で1,693箇所あります。このうち、決壊した場合に人家や公共施設への浸水が想定される防災重点農業用ため池は、386箇所あります。これらのため池につきましては、日常の見回りや定期点検、地域住民の防災意識向上に向けた取組など、ソフト対策を推進していくほか、安全性を調査して対策が必要だと評価したため池につきましては、市町村と協議した上で、国の補助事業を活用して防災工事に着手して参ります。

農村整備課からは以上となります。

**【議長】**

ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見ございましたらお願いいたします。

(意見等なし)

御質問御意見がないようですので、令和6年度青森県水防計画案については、原案通りとして、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

御異議がないようですので、本計画案を承認することいたします。

その他、青森河川国道事務所及び県河川砂防課からそれぞれ情報提供がございます。

まず、青森河川国道事務所様からお願いいたします。

## 【委員】

青森河川国道事務所の今でございます。

岩木川総合水防演習について情報提供いたします。岩木川総合水防演習は、来月 5 月 26 日に岩木川中流部にあります鶴田町河川敷で開催を予定しております。

こちらは、東北各県持ち回りで実施しておりまして、青森県では、前回は平成 28 年度に馬淵川で開催しております。岩木川としては、さらにその前の平成 21 年度、五所川原市の河川敷で開催しておりまして、鶴田町の河川敷で開催するのは今回が初となっております。本日御出席の関係者の方々にも御協力をいただきながら準備を進めているところでございました。総合水防演習と同時開催で、一般来場者向けに防災知識を身につけることを目的とした防災展の実施を予定しております。

資料の方は御用意していないんですけれども、岩木川及び馬淵川の洪水予報水防連絡会という毎年開催している会議がございます。こちらは、来月 5 月 7 日に開催を予定しておりまして、岩木川は 13 時 30 分から、馬淵川は同日 15 時 30 分から開催を予定しております。こちらにつきましても、関係者の皆様には御案内を差し上げていたところ です。

当日は御出席のほどよろしくお願ひいたします。

私からは以上となります。

## 【議長】

ありがとうございます。

総合水防演習は、先ほども御説明もありましたように、東北 6 県持ち回りで開催されるもので、水防演習としては東北地方で開催されるもので最大規模になります。ぜひ、本日御参加の委員構成団体の関係者の皆様への周知をいただき、近くの方は御参加いただければと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、県の河川砂防課からお願ひいたします。

## 【河川砂防課】

河川砂防課企画防災グループの栗生です。よろしくお願ひします。

県の方からは3点情報提供させていただきます。

河川砂防課では現在、流域治水という取組に力を入れておりました。従来の河川改修などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者と共同し、河川管理者が行う河川改修以外にも、住宅街で内水氾濫が起こったときの対策としてポンプ場を作る、一時的に田んぼに貯留するといった取組を関係者と一緒になって協働的・多層的に進めております。りんご娘さんに協力いただいて、流域治水とは何かという動画を作成しておりますので、委員の皆様におかれましてもお時間があるときに御視聴いただければと思います。

次に、ワンコイン浸水センサの実証実験について御紹介します。近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しております。浸水の状況をいち早く把握して、迅速な災害対策を行うことが重要となっております。そのため、センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業等、国や自治体などの色々な関係者がセンサを設置して、センサの特性や情報共有の有効性等を検証しています。ワンコイン浸水センサは、小型・低コスト・長寿命という特徴があります。県内では、令和4年8月に大きな浸水被害を受けた鱒ヶ沢町で実証実験を開始し、河川に限らず住宅街にもセンサを80個ほど設置しております。なお、当システムの画面は、システム管理者のみ閲覧可能となっております。

最後に、令和5年災について、令和5年度の災害の状況をまとめております。

災害については大きく3点ございまして、1つめは令和3年12月4日から令和5年3月10日にかけて西目屋村の道路斜面で発生した地滑り、2つめは青森県と秋田県の県境で発生した令和5年4月15日から16日にかけての梅雨前線による豪雨、3つめは三八地方を中心とした令和5年9月21日から20日にかけての豪雨です。こちらは24時間で100ミリを超える雨量となりました。これらの異常気象によって、県と市町村で併せて58の箇所が被災しております。次のページは、58箇所で災害復旧事業を行っておりますけれども、21億円ほどの災害の決定額を受けております。

以降のページには、各災害の主な被災状況の航空写真等を添付しております。

河川砂防課からの情報提供は以上となります。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。

情報提供について、御意見御質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議等は全て全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

**【司会】**

ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度青森県水防協議会を閉会いたします。

本日は御出席いただき、誠にありがとうございました。